

2土第 185 号
令和 2 年 6 月 3 日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び
業務の対応について (通知)

このことについて、令和 2 年 5 月 25 日に全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されたところですが、同日付で変更された国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要性があり、「三つの密」の回避など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させることに加え、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要であるとされています。

このことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止対策につきましては、引き続き、国土交通省が作成した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (令和 2 年 5 月 14 日版)」等を参考に、適切なお対応をいただくとともに、新たに創設された県内事業者へのガイドライン徹底を図るための普及啓発活動等に対して補助を行う「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン活動推進補助金」を御活用いただくなど、当該ガイドラインのさらなる普及・徹底に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、県発注工事については、令和 2 年 5 月 19 日付け 2 土第 142 号で通知しておりますとおり、これまでと同様に、受注者の判断において工事の一時中止措置等が必要と認められる場合は、引き続き柔軟に対応してまいりますので、各受注者の皆さまから発注部署へご相談ください。

【問い合わせ先】

愛媛県 土木部 土木管理局
土木管理課 契約・建設業 G
〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2
電話：089-912-2643 FAX：089-912-2639
E-mail: dobokukanri@pref. ehime. lg. jp

新型コロナウイルス感染第二波対策支援事業

ガイドライン活動推進補助金

各業界で定められたガイドラインを実践する県内事業者の事業活動を推進するため、県内事業者団体による事業者へのガイドラインの徹底を図るための普及啓発活動等に対して、補助金を交付します。

【対象者】

全国団体が策定した業種別ガイドラインを県内事業者へ普及・徹底させる活動を行う事業者団体

- ・県内に事務局または事業所を有していること。
- ・全国団体を持たない地場産業団体については、日本経済団体連合会等が策定したガイドラインに準拠した自主的な取組みを行う場合に補助対象とする。

【対象経費】

各事業者団体が、会員事業者等に対して、業種別ガイドラインの徹底を図るための普及啓発活動等に要する事業経費

- ・ガイドラインの周知・徹底に関する経費
- ・事業者がガイドラインに沿った取組みをホームページや広報誌等で自主的に宣言するための経費
- ・啓発・指導用資材(のぼり、ステッカー、手袋等)製作費、普及セミナー講師謝金等

【補助額】 50万円/1団体を上限

【補助率】 2/3

【補助対象期間】

令和2年5月14日(木)※～7月31日(金)

※ただし、県から休業要請を受けた業種は当該日以前の自主的な取組みも対象

【申請方法】 郵送のみ

受付期間：令和2年6月1日(月)～令和2年6月30日(火)

※当日消印有効

【申請受付・問合せ先】

〒790-8570 松山市一番町4-4-2

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 産業政策課 貿易海運係

電話：089-912-2465 FAX：089-912-2259

Mail：sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp

ガイドライン相談支援員の設置について

新型コロナウイルス感染第二波対処支援事業

愛媛県では、県内事業者団体や事業者が行う「感染拡大予防ガイドライン」の徹底・実践を支援する「ガイドライン相談支援員」を令和2年6月1日（月）から、えひめ産業財団に配置します。

「感染拡大予防ガイドライン」の実践にあたり、ご不明な点がございましたら、些細なことでもお気軽にご相談ください。

対 象

「感染拡大予防ガイドライン」の実践に取り組む県内事業者団体や事業者の皆様

支 援 容

- (1) ガイドラインの実践に係る相談・提案
- (2) ガイドラインの実践に係る国・県の支援施策活用サポート
- (3) ガイドラインの実践に伴う経営課題への相談

相 談 方 法

電話による相談または来所相談（事前予約制）
ご希望される場合には、訪問相談も行っております。
《受付時間》
月曜日～金曜日 9:00～12:00 / 13:00～16:00
※土曜日、日曜日、祝日も事前予約の上で、ご相談を受け付けております。

相 談 支 援 員

中小企業診断士または社会保険労務士等の資格を有する専門家

【ご連絡先】

公益財団法人えひめ産業振興財団 総務企画部 中小企業支援課内
松山市久米窪田町487-2 テクノプラザ愛媛別館1階

TEL : 089-968-1887 FAX : 089-960-1115

E-mail : tokubetsusien@ehime-iiinet.or.jp